

備考		一 現に警備業務に従事させて いる警備員	二 現に警備業務に従事させて いる警備員	一 現に警備業務に従事させて いる警備員
一 基本教育は、指導教育責任者又は当該教育についてこれと同等の知識経験がある者として国家公安委員会が定める者が行うものとする。	二 この表の下欄に掲げる教育事項のうち、同表の一の項二及びホ並びに二の項ハに掲げる教育事項についての教育は、講義の方法及び実技訓練の方法によるものとし、その他の教育事項についての教育は、講義の方法（同表の一の項口に掲げる教育事項についての教育については、講義の方法又は実技訓練の方法）によるものとする。	イ 警備業務実施の基本原則に 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。 ロ 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。 ハ 事故の発生時における警察機関への連絡その他応急の措置に関すること。	イ 警備業務実施の基本原則に 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。 ロ 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。 ハ 事故の発生時における警察機関への連絡その他応急の措置に関すること。	イ 警備業務実施の基本原則に 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。 ロ 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。 ハ 事故の発生時における警察機関への連絡その他応急の措置に関すること。
一 業務別教育は、警備員を主として従事させる次の表の上欄に掲げる警備業務の区分に応じ、当該警備業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に係る同表の下欄に掲げる教育事項について行う教育とする。	二 質疑応答の機会が確保されているものであること。	一 基本教育は、指導教育責任者又は当該教育についてこれと同等の知識経験がある者として国家公安委員会が定める者が行うものとする。	二 この表の中欄に掲げる教育事項のうち、同表の一の項二及びホ並びに二の項ハに掲げる教育事項についての教育は、講義の方法（教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行う講義の方法をいう。以下同じ。）及び実技訓練の方法によるものとし、その他の教育事項についての教育は、講義の方法（同表の一の項口に掲げる教育事項についての教育については、講義の方法又は実技訓練の方法）によるものとする。	一 警備業務実施の基本原則に 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。 二 事故の発生時における警察機関への連絡その他応急の措置に関すること。
〔略〕	警備業務の区分 教 育 事 項	〔略〕	〔略〕	〔略〕

備考		一 現に警備業務に従事させて いる警備員	二 現に警備業務に従事させて いる警備員	一 現に警備業務に従事させて いる警備員
一 業務別教育は、警備員を主として従事させる次の表の上欄に掲げる警備業務の区分に応じ、当該警備業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に係る同表の下欄に掲げる教育事項について行う教育とする。	二 質疑応答の機会が確保されているものであること。	一 基本教育は、指導教育責任者又は当該教育についてこれと同等の知識経験がある者として国家公安委員会が定める者が行うものとする。	二 この表の中欄に掲げる教育事項のうち、同表の一の項二及びホ並びに二の項ハに掲げる教育事項についての教育は、講義の方法（教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行う講義の方法をいう。以下同じ。）及び実技訓練の方法によるものとし、その他の教育事項についての教育は、講義の方法（同表の一の項口に掲げる教育事項についての教育については、講義の方法又は実技訓練の方法）によるものとする。	一 警備業務実施の基本原則に 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。 二 事故の発生時における警察機関への連絡その他応急の措置に関すること。
〔同上〕	警備業務の区分 教 育 事 項	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

備考

業務別教育は、講義の方法及び実技訓練の方法により、警備業務の区分ごとに、当該警備業務の区分に係る指導教育責任者又は当該教育についてこれと同等の知識経験がある者として国家公安委員会が定める者が行うものとする。ただし、次の各号に掲げる警備員に係る業務別教育については、それぞれ当該各号に定める時間数は、当該教育を受けるべき警備員一人に対して警備業務の区分に応じた一人以上の指導教育責任者、これと同等の知識経験がある者として国家公安委員会が定める者又は二年以上継続して当該警備業務に従事している警備員が行う実地教育の方法によることができる。

一 次項の表の一の項及び七の項に掲げる警備員 これらの項の下欄に掲げる教育時間数のうち、業務別教育の時間数を二で除した時間数（当該時間数に三十分以上一時間未満の端数があるときは一時間に切り上げ、三十分未満の端数があるときは切り捨てるものとする。第四号において同じ。）又は五時間のいずれか少ない時間数を超えない時間数

二 次項の表の二の項に掲げる警備員 同項の下欄に掲げる教育時間数のうち、五時間を超えない時間数

三 次項の表の三の項に掲げる警備員 同項の下欄に掲げる教育時間数のうち、二時間を超えない時間数

四 次項の表の六の項に掲げる警備員 同項の下欄に掲げる教育時間数のうち、業務別教育の時間数を二で除した時間数又は二時間のいすれか少ない時間数を超えない時間数

新たに警備業務に従事させようとする警備員（合格証明書の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事させようとするもの、指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分の警備業務に従事させようとするもの並びに合格証明書又は指導教育責任者資格者証（法第二条第一項第一号の警備業務に係るもの）及び機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている警備員で機械警備業務に従事させようとするもの）に対する教育は、次の表の上欄に掲げる警備員の区分に応じ、同表の中欄に掲げる教育の種類について、同表の下欄に掲げる教育時間数以上行うものとする。

警備員の区分	教育の種類	教育時間数
一 二の項から七の項までに掲げる警備員以外の警備員	基本教育及び業務別教育	二十時間
二 （三の項及び六の項に掲げる警備員を除く。）	業務別教育	十時間

4

前項の業務別教育は、次の表の上欄に掲げる警備員の区分に応じ、同表の下欄に掲げる教育時間数以上行うものとする。

警備員の区分	教育時間数
一 新たに当該業務別教育に係る警備業務に従事させようとする警備員（合格証明書の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事させようとするもの、指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分の警備業務に従事させようとするもの、機械警備業務に従事させようとするもの、指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分の警備業務に従事させようとするもの及び二の項に掲げる警備員を除く。）	十五時間

〔加える。〕

七	六	五	四	三
七 とするもの又は警察官の職にあ る警備員で当該区分以外の 警備業務に従事させようよ うとするもの	六 最近三年間に業務別教育に係 る警備業務の区分の警備業務に從 事した期間が通算して一年以上 である警備員で当該区分以外の 警備業務に従事させようよ うとするもの	五 最近三年間に業務別教育に係 る警備業務の区分の警備業務に從 事した期間が通算して一年以上 (三の項及び五の項に掲げる警 備員を除く。)	四 機械警備業務管理者資格者証の 交付を受けている警備員で機械 警備業務に従事させようと/or もの(五の項及び六の項に掲げ る警備員を除く。)	三 機械警備業務管理者資格者証の 交付を受けている警備員で機械 警備業務に従事させようと/or もの(五の項及び六の項に掲げ る警備員を除く。)
七 基本教育及び業務別教育	六 基本教育及び業務別教育	五 基本教育	四 十時間	三 三時間
七 十三時間	六 七時間	五 三時間	四 十時間	三 三時間

備考

一 業務別教育は、講義の方法及び実技訓練の方法により、警備業務の区分ごとに、当該警備業務の区分に係る指導教育責任者又は当該教育についてこれと同等の知識経験がある者として国家公安委員会が定める者が行うものとする。ただし、この表の一の項又は二の項に掲げる警備員に係る業務別教育については、これらの項の下欄に掲げる教育時間数のうち、それぞれ八時間又は三時間を超えない時間数は、当該教育を受けるべき警備員一人に対して警備業務の区分に応じた一人以上の指導教育責任者、これらと同等の知識経験がある者として国家公安委員会が定める者又は二年以上継続して当該警備業務に従事している警備員が行う実地教育の方法によることができる。

二 この表の三の項に掲げる警備員に係る業務別教育については、当該警備員に対し新たに警備業務に従事させようと/orする警備員として業務別教育を行つた日の属する教育期は、当該業務別教育に係る警備業務の区分に関しては、同項の下欄に掲げる時間数の教育を行わなくてもよい。

警備員の区分		教育の種類	教育時間数
一 備員	二の項に掲げる警備員以外の警 備員		
一 合格証明書の交付を受けている 警備員で当該合格証明書に係る 種別の警備業務以外の警備業務 に従事させているもの、合格証 明書（国家公安委員会が定める ものを除く。）の交付を受けてい る警備員で当該合格証明書に係 る種別の警備業務に従事させて いるもの又は指導教育責任者資 格者証の交付を受けている警備 員で当該指導教育責任者資格者 証に係る警備業務の区分以外の 区分の警備業務に従事させてい るもの	二 基本教育及び業務別教育	十時間	
二 業務別教育	六時間		

5

現に警備業務に従事させている警備員（合格証明書（国家公安委員会が定めるものに限る。）の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事させているもの及び指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分の警備業務に従事させているものを除く。）に対する教育は、次の表の上欄に掲げる警備員の区分に応じ、同表の中欄に掲げる教育の種類について、毎年度、同表の下欄に掲げる教育時間数以上行うものとする。

〔項を加える。〕

6

- 〔略〕
(警備員の名簿等)
- 第六十六条 法第四十五条の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。
- 〔一、四 略〕
- 五年度ごとに、警備員教育に係る実施時期、内容、方法、時間数、実施者の氏名及び対象とする警備員の範囲に関する計画を記載した教育計画書

5

- 〔同上〕
(警備員の名簿等)
- 第六十六条 法第四十五条の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。
- 〔一、四 同上〕
- 五年度ごとに、警備員教育に係る実施時期、内容、方法、時間数、実施者の氏名及び対象とする警備員の範囲に関する計画を記載した教育計画書

六 年度ごとに、警備員教育に係る実施年月日、内容、方法、時間数、実施者の氏名及び対象となつた警備員の氏名を記録し、指導教育責任者及び実施者がこれらの事項について誤りがないことを確認する旨を付記した書類

〔七・八 路〕

2 法第四十五条に規定する警備員の名簿は、当該警備員が退職した後においても、その退職の日から一年間、前項第四号に掲げる書類は、実地に指導した日から二年間、前項第五号及び第六号に掲げる書類は、当該年度が終了した後においても、その終了の日から二年間、備えておかなければならぬ。

3 第一項第五号に掲げる教育計画書は、当該年度の開始の日の三十日前までに備えておかなければならない。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附則

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この府令の施行の際現に警備業法第四十五条の規定により備えているこの府令による改正前の警備業法施行規則(以下「旧令」という)第六十六条第一項第五号及び第六号に掲げる書類(この府令の施行の日前に終了した教育期(旧令第三十一条第二項の表の一の項の下欄に規定する教育期をいう。次項において同じ。)に係るものに限る。)についてのこの府令による改正後の警備業法施行規則(以下「新令」という)第六十六条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

2 この府令の施行の際に警備業法第四十五条の規定により備えている旧令第六十六条第一項第五号に掲げる教育計画書(この府令の施行の日の属する教育期に係るものに限る。)についての新令第六十六条第二項の規定の適用については、同項中「当該年度が終了した後ににおいても、その終了の日」とあるのは、「警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和元年内閣府令第二十四号)の施行の日前」とする。

第三条 この府令の施行の日の属する年度の新令第六十六条第一項第五号に掲げる教育計画書についての同条第三項の規定の適用については、同項中「当該年度の開始の日の三十日前までに備えておかなければ」とあるのは、警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和元年内閣府令第二十四号)の施行の日の翌日から起算して三月以内に備えなければならないとする。

第四条 この府令の施行前にした行為及び附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

府 令 ・ 省 令

○内閣府省令第四号
文部科学省

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第九号)の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第二条第一項第二号及び第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年八月三十日

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

総理府
文部科学省

地方公務員等共済組合法施行規程(昭和三十七年文部省令第一号)の一部を次のように改正する。
規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改	正	後
--	---	---	---

〔被扶養者〕
第二条の二 法第二条第一項第二号に規定する健康保険法(大正十一年法律第七十号)

第三条第七項ただし書に規定する特別の理由がある者に準じて主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

日本国籍を有しない者であつて、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)以下「入管法」といふ)第七条第一項第二号の規定に基づく入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち、本邦に相当期間滞在して、病院若しくは診療所に入院し疾病若しくは傷害について医療を受ける活動又は当該入院の前後に当該疾病若しくは傷害について継続して医療を受ける活動を行うもの及び

これらの活動を行う者の日常生活上の世話をする活動を行うもの

〔新設〕

第二条の二 法第二条第一項第二号に規定する健康保険法(大正十一年法律第七十号)
第三条第七項ただし書に規定する特別の理由がある者に準じて主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

日本国籍を有しない者であつて、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)以下「入管法」といふ)第七条第一項第二号の規定に基づく入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち、本邦に相当期間滞在して、病院若しくは診療所に入院し疾病若しくは傷害について医療を受ける活動又は当該入院の前後に当該疾病若しくは傷害について継続して医療を受ける活動を行うもの及びこれらの活動を行う者の日常生活上の世話をする活動を行うもの

六 教育期ごとに、警備員教育に係る実施年月日、内容、方法、時間数、実施者の氏名及び対象となつた警備員の氏名を記録し、指導教育責任者及び実施者がこれらの事項について誤りがないことを確認する旨を付記した書類

〔七・八 同上〕

2 法第四十五条に規定する警備員の名簿は、当該警備員が退職した後においても、その退職の日から一年間、前項第四号に掲げる書類は、実地に指導した日から二年間、前項第五号及び第六号に掲げる書類は、当該教育期が終了した後においても、その終了の日から二年間、備えておかなければならぬ。

3 第一項第五号に掲げる教育計画書は、当該教育期の開始の日の三十日前までに備えておかなければならない。

○国家公安委員会規則第四号

警備業法（昭和四十七年法律第二百四十九号）第十八条、第二十三条第六項及び第二十八条の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年八月三十日

警備員等の検定等に関する規則の一部を改正する規則

警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のようにより、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動し、改正前欄に掲げる複数の規定を記号により括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

國家公安委員会委員長 山本 順二

規 則

改 正 後

改 正 前

（特定の種別の警備業務の実施基準）

第二条 [同上]

第二条 警備業者は、前条各号に掲げる警備業務を行うときは、次の表の上欄に掲げる種別に応じ、同表の中欄に掲げる警備員を、同表の下欄に掲げる人数を配置して、当該種別に係る警備業務を実施させなければならない。

種別	警備員	人数
一 空港保安警備業務		
1 空港保安警備業務に係る第四条に規定する一級の検定に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている警備員（以下「一級検定合格警備員」という。）	空港保安警備業務を行う場所ごとに、一人	
2 空港保安警備業務に係る一級検定合格警備員又は第四条に規定する二級の検定に係る合格証明書の交付を受けていたる警備員（以下「二級検定合格警備員」という。）	エックス線透視装置が設置される場所ごとに、一人以上	

（特定の種別の警備業務の実施基準）

第二条 [同上]

第二条 警備業者は、前条各号に掲げる警備業務を行うときは、次の表の上欄に掲げる種別に応じ、同表の中欄に掲げる警備員を、同表の下欄に掲げる人数を配置して、当該種別に係る警備業務を実施させなければならない。

種別	警備員	人数
一 空港保安警備業務		
1 空港保安警備業務に係る第四条に規定する一級の検定に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている警備員（以下「一級検定合格警備員」という。）	空港保安警備業務を行う場所ごとに、一人	
2 空港保安警備業務に係る一級検定合格警備員又は第四条に規定する二級の検定に係る合格証明書の交付を受けていたる警備員（以下「二級検定合格警備員」という。）	エックス線透視装置が設置される場所ごとに、一人以上	

四 雜踏警備業務

1 雜踏警備業務に係る一級検定合格警備員	雜踏警備業務を行う場所（当該場所が二以上の区域に区分される場合に限る。）に、一人
----------------------	--

2 雜踏警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員	雜踏警備業務を行う場所ごと（当該雜踏警備業務の実施の適正の確保上当該場所が二以上の区域に区分される場合には、それらの区域ごとに、一人以上
---------------------------------	--

四 雜踏警備業務

1 雜踏警備業務に係る一級検定合格警備員	雜踏警備業務を行う場所（当該場所の広さ、当該場所において予想される雜踏の状況、当該雜踏警備業務の実施の適正の確保上当該場所が二以上の区域に区分される場合に限る。）に、一人
----------------------	---

2 雜踏警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員	雜踏警備業務を行う場所ごと（当該場所の広さ、当該場所において予想される雜踏の状況、当該雜踏警備業務に従事する警備員の人数及び配置の状況その他の事情により当該雜踏警備業務の実施の適正の確保上当該場所が二以上の区域に区分される場合には、それらの区域ごとに、一人以上
---------------------------------	--

備考
〔略〕

一 この表の一の項の1の下欄の空港保安警備業務を行う場所の範囲を特定するに当たっては、手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に用いられる金属探知機、エックス線透視装置その他の機械器具（以下「手荷物等検査用機械器具」という。）の性能、情報通信技術の利用の状況その他の事情を勘案するものとする。

二 この表の四の項の1及び2の下欄の区域を特定するに当たっては、雜踏警備業務を行なう場所の広さ、当該場所において予想される雜踏の状況、当該雜踏警備業務に従事する警備員の人数及び配置の状況、情報通信技術の利用の状況その他の事情を勘案するものとする。

(講習会の実施基準)

第十七条 [略]

[一～四 略]

[号を削る。]

五〇十四 [略]

[略]

別表第一(第六条関係)

種 別	試験区分	科 目	判 定 の 基 準	
			手荷物等検査に関すること。	1 手荷物等検査用機械器具の構造、作動原理及び機能に関する高度に専門的な知識を有すること。
[略]	[略]	[略]	[2～5 略]	

別表第一(第六条関係)

種 別	試験区分	科 目	判 定 の 基 準	
			手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査(以下「手荷物等検査」という)に関すること。	1 金属探知機、エックス線透視装置その他の手荷物等検査に用いられる機械器具(以下「手荷物等検査用機械器具」という)の構造、作動原理及び機能に関する高度に専門的な知識を有すること。
[略]	[略]	[同上]	[2～5 同上]	

告 示

備考
表中の「」の記載は注記である。

この規則は、公布の日から施行する。

○国家公安委員会告示第三十号

警備業法施行規則(昭和五十八年総理府令第一号)第三十八条第三項及び第五項の規定に基づき、警備員教育を行う者等を定める規程(平成八年国家公安委員会告示第二十一号)の一部を次のように改正し、令和元年八月三十日から施行することとしたので、告示する。

令和元年八月三十日

(講習会の実施基準)

第十七条 [同上]

[一～四 同上]

五 学科講習の受講者の数は講師一人につき四十人以下とし、実技講習の受講者の数は講師一人につき十人以下とする。

六〇十五 [同上]

[1号ずつ繰り上げる。]

(講習会の実施基準)

第十七条 [略]

[一～四 略]

[号を削る。]

五〇十四 [略]

[略]

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に「重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

	改	正	後		改	正	前
				(業務別教育を行うことができる者)			
第二条	府令第三十八条第三項の表の備考の国家公安委員会が定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。			府令第三十八条第四項の表の三の項の国家公安委員会が定める合格証明書は、検定規則に規定する者とする。			
一	指導教育責任者資格者証の交付を受けている者（当該指導教育責任者資格者証に係る業務の区分の警備業務に係る業務別教育を行う場合に限る。）			一	指導教育責任者資格者証の交付を受けている者（当該指導教育責任者資格者証に係る業務の区分の警備業務に係る業務別教育を行う場合に限る。）		
二	検定規則第四条に規定する一級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、警備員の指導及び教育について十分な能力を有すると認められるもの（当該合格証明書に係る警備業務の区分の警備業務に係る業務別教育を行う場合に限る。）			二	検定規則第四条に規定する二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書に係る警備業務の区分の警備業務に係る業務別教育を行う場合に限る。）		
三	検定規則第四条に規定する二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該合格証明書に係る警備業務の区分の警備業務に継続して一年以上従事しており、かつ、警備員の指導及び教育について十分な能力を有すると認められるもの（当該合格証明書に係る警備業務の区分の警備業務に係る業務別教育を行う場合に限る。）			三	検定規則第四条に規定する二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該合格証明書に係る警備業務の区分の警備業務に継続して一年以上従事しており、かつ、警備員の指導及び教育について十分な能力を有すると認められるもの（当該合格証明書に係る警備業務の区分の警備業務に係る業務別教育を行う場合に限る。）		
四	法第四十二条第二項に規定する機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている者（機械警備業務に係る業務別教育を行う場合に限る。）			四	法第四十二条第二項に規定する機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている者（機械警備業務に係る業務別教育を行う場合に限る。）		
五	前各号に掲げる者のほか、府令第三十八条第一項に規定する業務別教育を行うについて十分な能力を有する者として都道府県公安委員会があらかじめ指定する者			五	前各号に掲げる者のほか、府令第三十八条第一項に規定する業務別教育を行うについて十分な能力を有する者として都道府県公安委員会があらかじめ指定する者		
	(教育義務の除外に係る警備員)			(教育義務の除外に係る警備員)			
第三条	府令第三十八条第五項の国家公安委員会が定める合格証明書は、検定規則第四条に規定する一級の検定に係る合格証明書とする。			府令第三十八条第四項の表の備考の一の国家公安委員会が定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。			
	(業務別教育を行うことができる者)			(業務別教育を行うことができる者)			
第三条	府令第三十八条第四項の表の備考の一の国家公安委員会が定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。			府令第三十八条第四項の表の備考の一の国家公安委員会が定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。			
一	指導教育責任者資格者証の交付を受けている者（当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分の警備業務に係る業務別教育を行う場合に限る。）			一	指導教育責任者資格者証の交付を受けている者（当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分の警備業務に係る業務別教育を行う場合に限る。）		
二	検定規則第四条に規定する一級の検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該合格証明書に係る警備業務の区分の警備業務に継続して一年以上従事しており、かつ、警備員の指導及び教育について十分な能力を有すると認められるもの（当該合格証明書に係る警備業務の区分の警備業務に係る業務別教育を行う場合に限る。）			二	検定規則第四条に規定する二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該合格証明書に係る警備業務の区分の警備業務に継続して一年以上従事しており、かつ、警備員の指導及び教育について十分な能力を有すると認められるもの（当該合格証明書に係る警備業務の区分の警備業務に係る業務別教育を行う場合に限る。）		

備考 表中の対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○ 国家公安委員会告示第111号

次の国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第111百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿に記載されたので、国際連合安全保障理事会決議第111百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百一十四号）第三条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和元年八月三十日

アル・カーディ/ISIL（ダーイシュ）と関係を有する自然人

1 氏名 アリ・マイヨウ (ALI MAYCHOU (original script: علی ماچو))

別名 (a)アブドゥラフマーン・アル・マグレビ (Abderrahmane al Maghribi) (b)アブドゥラフマーン・レ・マロケン (Abderrahmane le Marocain) (c)アブ・アブドゥラフマーン・サンハイ (Abou Abderrahmane Sanhai)

称号 不明

役職 不明

生年月日 1983年5月25日

出生地 Taza, Morocco

国籍 モロッコ

旅券番号 モロッコ旅券 V06359364

住所 マリ

名簿に記載された年月日 2019年8月14日

名簿記載者公告番号 Q 1-295

その他参考となるべき事項 イスラム・マグレブ諸国のアル・カーディ組織 (QE-8)、アンサール・エッティーン (QE-59) 及びジャマーハ・ヌストラウル・イスラーム・ワ・アル・ムスリミン (QE-83) のメンバー。身体的情報：身長185cm、体重80kg。ID番号：モロッコ国民IDカード AB704306。同人に対するインターネット (国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク : <https://www.interpol.int/en/How-we-work/NoticesView-UN-Notices-Individuals>

2 氏名 バー・アグ・ムーサ (BAH AG MOUSSA)

別名 (a)アグ・モッサ (Ag Mossa) (b)アミ・サーリム (Ammi Salim)

称号 不明

役職 不明

生年月日 不明

出生地 不明

国籍 マリ

旅券番号 不明

住所 不明

名簿に記載された年月日 2019年8月14日

名簿記載者公告番号 Q 1-296

その他参考となるべき事項 アンサー・エッティーン (QE-59) の設立メンバーで、ジャマーハ・ヌストラウル・イスラーム・ワ・アル・ムスリミン (QE-83) の作戦指導者。同人に対するインターネット (国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク : <https://www.interpol.int/en/How-we-work/NoticesView-UN-Notices-Individuals>

四 法第四十二条第一項に規定する機械警備業務管理者資格者証の交付を受けてゐる者（機械警備業務に係る業務別教育を行つ場合に限る。）

五 前各項に掲げる者のほか、府令第二十八条第一項に規定する業務別教育を行つじつて十分な能力を有する者として都道府県公安委員会があらかじめ指定する者